

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（233））
2. 日時：平成29年7月25日 13時30分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、
津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長

（地震・津波研究部門）

藤田技術研究調査官、鈴木技術参与、福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他6名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 竜巻影響評価における設計荷重の設定について、ランキン渦モデルとフジタモデルの複合荷重の考え方を整理して提示すること。
 - 設計飛来物の設定において、鋼製材を設定した根拠を具体的に整理して提示すること。
 - ランキン渦モデルとフジタモデルの評価条件（高さの概念等）の違いを考慮して、フジタモデルを適用した飛来物源の飛散評価の妥当性を整理して提示すること。
 - プラント固有の状況を踏まえて、飛来物の設置、固縛等について整理して提示すること。
 - 飛来物源の飛散評価結果のうち物置の最大飛散距離及び最大浮上高さがマイナスであることについて、整理して提示すること。
 - 飛来物の貫通力について、形状等の考慮すべき情報を整理して提示すること。
 - 防潮堤が飛来物による荷重で損傷しないことについて、整理して提示すること。

- 設計竜巻の年超過確率が防潮堤に飛来する確率として妥当か整理して提示すること。
- 東海第二発電所が国道に近いことを踏まえて、飛来物源となる可能性のある一般車両への対応について、整理して提示すること。
- 隣接する日本原子力研究開発機構の車両飛来を想定した対策を検討して提示すること。
- 東海発電所からの飛来物の影響を受けないように対策することを整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）（第6条））
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 設置変更許可申請書補正